

竹田市防災情報伝達体制整備事業

仕 様 書

令和 6 年 1 1 月

竹田市

1. 業務名

竹田市防災情報伝達体制整備事業

2. 業務目的

当市は平成21年度に市内全域に光ファイバー網を整備し、住民にケーブルテレビ及びインターネットサービスの提供を可能とした。併せて、整備した通信インフラの有効活用のため、音声告知放送システムを構築、市内全世帯及び事業所等に IP 告知端末を設置し、住民に防災情報及び生活情報等を提供してきた。

この現行の IP 告知放送システムが耐用年数を経過することから、市民が使いやすく、より確実な情報の伝達が可能なシステムの導入を検討している。

本業務では、新たな IP 告知システムの整備を行い、過去に整備した光ファイバーケーブルを活用し、新しい防災情報伝達体制整備事業を行うものとする。

整備にあたっては、容易な操作、ワンオペレーションで情報配信できるシステムの整備を行う。

加えて、近年普及が拡大しているスマートフォン等への対応をはじめ、受信手段を住民が選択可能とすることで利便性の向上を図るとともに、平常時における住民との双方向通信による広報・行政連絡などの活用も目的とする。

3. 事業の概要

既設の光ファイバー網を活用し、市内の希望する全世帯に対し、住民告知用の端末を整備する。

本業務で整備を行う IP 告知端末に対して、情報発信する基盤を整備する。

本業務で整備するシステムの設備構成・数量は以下のとおりとする。

(1) 親局設備：一式

1. サーバ等の設置が必要な場合は、久住支所3階に原則新たにラックを設置すること。
2. 外部からシステム及び戸別端末に不正な通信を通さない仕組みを持つこと。
3. インターネット経由で配信する場合は、インターネット上の配信サーバ（クラウドサーバ等）は当市が指定する機器や戸別端末以外から接続できないようアクセス制御を行うこと。
4. 各戸別端末から、当市が指定する以外のサイト等への一般的な不正なアクセスができないよう制御を行うこと。

(本業務でクラウドサーバを利用する場合)

- ・データセンターは以下の要件を満たすものとする

- ①地震、火災等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置されること。
- ②電力障害時には、無停電電源装置（UPS）等によるバックアップ電力を供給

できること。

③建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと。

(2) 操作卓：本庁、荻支所、久住支所、直入支所、消防本部（2台） 計6台

(3) 管理用PC：告知端末の新規登録、設定変更、試験放送等を行う管理用の端末を指定の場所（事務室等）に配置すること。（2台：ノートPCで可）

(4) 屋内専用受信端末（IP 告知放送端末）整備対象数：7, 000台（予備を含む）
（詳細設計により、世帯、箇所数の変更あり）

1. ケーブルインターネットサービス並行稼働のシステムを構築すること。

※既存の通信設備の一部において、沖電気製のIP告知端末を経由してインターネット環境を制御しており、全市単位、センター単位、スイッチポート単位、PONポート単位、ONU単位の制御を行うことで、適切な通信の実現を行っている。このため現行のシステムや既存契約者の通信を停止せずに、新たに導入するシステムが求めるネットワーク構成を構築すること。

2. 各住宅の戸別端末への通信は、既存の光ファイバー網及びD-ONU（三菱製 GE-PON AS-1000GNS3-1WC（10 kmタイプ））を利用すること。

3. 各受信端末の通信状況・障害等について監視ができる仕組みであること。

4. 通信方式は、Wi-Fi 若しくはLAN ケーブルであること。

5. 既存のD-ONU以下の通信に必要な機器（無線ルータ等）も費用に含むこと。

6. 端末が自立すること。（別途スタンド、クレードルでも可、壁掛けにも対応できること）

7. スピーカーは端末本体に内蔵されていること。

8. 電源ケーブル、AC アダプター等が付属されていること。

9. 今後、他のアプリ等によるサービスの追加を行う可能性を鑑み、アプリ等のインストールが可能であること。

10. 緊急放送時には自動的に起動すること。

11. D-ONU のUNI2 ポート（100M）は開放しない。（使用不可）

12. 各戸の屋内専用受信端末の現行の接続経路図（概要）は、竹田市HPリンク
（https://www.city.taketa.oita.jp/shisei_machizukuri/cable/2/1160.html）を参照のこと。

(5) 屋外拡声子局：111箇所（新設1箇所を含む）（既存局を準用）

1. 停電時でも屋外拡声器からの放送ができるよう、各子局にはバッテリーを備えること。

2. 既存の柱、スピーカー（拡声器）は流用、BOX、アンプ、バッテリー、受信端末は交換対象とする。（その他、交換が必要な機器等がある場合は別途協議）

3. 新設の屋外拡声子局（1箇所）は、建柱を含む設備一式及び設定とする。

4. 清掃、点検、調整及び修繕が容易に行える構造であり、かつ、これらに際して危険のない構造であること。
5. 設定された特定のグループ（子局）に対して放送できること。
（屋外拡声子局については、別表1（屋外拡声子局一覧）のとおり）
- （6）スマートフォンアプリ（約4, 000アカウント）
 1. 当市からのお知らせ、防災情報等が配信できること。
 2. 文字放送、音声放送、画像放送ができること。
 3. 設定された特定のグループに対して配信できること。
 4. 特定のグループをアプリ利用者が選択できること。
 5. アプリ利用時におけるパケット通信料は利用者負担とすること。
- （7）連携システム：当市が指定するシステム（J-ALERT、当市ホームページ、竹田ケーブルテレビ（L字放送）、市公式LINE、X（旧ツイッター）、フェイスブック等）と連携し、出来る限り自動配信またはワンオペレーションで操作が完了するようにすること。
- （8）その他
 1. 導入時のインターネット、電話サービスの停止はしないこと。
 2. 利用者（住民）側がシステム変更等をかけられない仕組みを構築すること。
 3. 詳細設計により、整備対象数等の変更あり。

4. 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとし、システム設計、現地据付・調整等、取扱指導までの一切を含むものとする。ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

なお、本格運用開始後の保守業務については、本業務の受託者と特命随意契約を予定していることから、本業務の範囲外とするが、業務内容提案、見積書及び参考額を評価の対象とする。

（1）調査設計業務

1. システムの設計（要件定義含む）
2. IP告知システムの設計（住民宅・屋外拡声子局）
3. スマートフォンアプリシステムの設計
4. 防災情報配信サービスとの各種連携仕様設計
5. IP告知システムの機能要件にあわせた既設ネットワークの再設計

（2）システム構築業務

1. システムの構築
2. IP告知システムの構築（住民宅・屋外拡声子局）
3. スマートフォンアプリシステムの構築

4. 各種連携システムの構築

5. IP 告知システムの機能要件にあわせた既設ネットワークの再構築

※既設ネットワークの再構築については、既存通信設備の指定管理者（インターネットサービス提供事業者）と十分に協議を行うこと。協議内容を踏まえた金額を見積もりに含め、再構築に関する費用の一切を受託者において負担するものとする。

6. 単体テスト/総合テスト

(3) システム導入業務

1. システムの導入

2. 各戸宅及び屋外拡声子局の IP 告知端末設置（アポイント・設置・設定・撤去含む）

3. 単体テスト／総合テスト

4. 開発したアプリのアプリストアでの公開

5. 導入時の職員向けマニュアルの作成、操作説明会の実施

(4) 完成図書作成

(5) 施工監理業務

(6) システム運用・保守業務

(ア) サーバ関連

1. 本事業は10年事業で計画しているため、将来的に想定されるサーバ等の交換費用、ランニングコストまで含めて提案すること。（オンプレ型サーバ、クラウド型サーバ共に）

2. サーバの不具合時はリモートにて復旧できるシステムを構築すること。

3. サーバに不具合が発生した場合は速やかに市担当者へ連絡を入れ、対応について説明をおこなうこと。

(イ) IP告知端末関連

1. 障害発生時は速やかに切り分けをおこない、市担当者へ今後の対応について説明すること。

2. ソフトウェア等のアップデートや、不具合時のログの確認などが必要な場合は、サービス提供者がリモートにて実施できること。

3. 施工中及び保守・運用時において、受託者はシステム異常時の障害発生時における連絡窓口を設け、速やかな復旧が実現可能な体制を構築すること。受付対応は、平日9時から17時までの間でオンサイト保守を基本とする。できるだけ地元業者等と協業し、駆けつけ対応含め、具体的な提案を行うこと。

4. 各戸宅及び屋外拡声子局のIP告知端末設置は現地での端末設定が可能であること。

(ウ) 各種連携装置（光伝送路保守は除く）

1. 障害発生時は速やかに切り分けをおこない、市担当者へ今後の対応について説明

すること。

2. 不具合発生時の切り分けについてはリモート対応を基本とするためにログなどによる遠隔確認が可能である仕組みを構築すること。
3. ソフトウェア等のアップデートが必要な場合は、サービス提供者がリモートにて実施すること。

(7) 構築要件

1. 既存の IP 告知端末には既存の NTT 回線が接続されているが、本業務では NTT 回線は接続しない IP 告知システムとし、インターネット回線と NTT 回線が切り分けて構築することとする。

※インターネット回線と NTT 回線を切り分けることで、誘導雷による電話機故障の防止及び通信手段のリスク分散及び設備の単一化を目的とする。

2. 1. に関連して、市内無料通話については新たな IP 告知端末を活用した通話アプリ等の別途提案も可とする。
3. 既存の D-ONU の UNI 2 ポート (100M) は使用しない事とする。
4. IP 告知システムのネットワーク制御は、PPPoE もしくはベンダーコードでの制御方法とする。なお、インターネットの契約プランによって各戸宅のネットワーク構成が異なるため、既存に配慮したネットワークを構築することとする。
5. 本業務は起債（緊急防災・減災事業債）事業であることから、既存システムから機能が向上するシステムを提案することとする。

ただし、テレビ連携（IP 告知端末との HDMI 接続や STB での放映等）については、住民への影響が大きいため、提案は受け付けない。

6. 新たに導入する IP 告知端末は、7 年以上の使用を基本とする。（バージョンアップ等も可）

(8) 機能要件（IP 告知端末）

1. 音声・文字・画像・動画等による情報配信が可能であること
2. 放送はユーザーの操作に関わらず自動で音声再生されること。（スマートフォンを除く）
3. 緊急時には、音声自動かつ最大音量で再生されること。（スマートフォンを除く）
4. 通話機能を有していること。
5. 設定された特定のグループに対して放送が行えること。（グループ放送）
6. 遠隔でバージョンアップ、再起動、操作ログの収集が可能であること。

(9) 機能要件（屋外拡声子局）

1. 放送受信時に、既設屋外拡声子局の放送設備を起動できること。
2. 設定された特定のグループに対して放送を行えること（グループ放送）
3. 装置の動作環境について、適切な耐高低温・耐湿性能を有すること。

(10) 機能要件（スマートフォンアプリ）

1. 当市からのお知らせ、防災情報等が配信できること。
2. 文字放送、音声放送、画像放送ができること。
3. 設定された特定のグループに対して配信できること。
4. 特定のグループをアプリ利用者が選択できること。
5. アプリ利用時におけるパケット通信料は利用者負担とすること。

(11) 業務仕様・業務計画

1. 機器及び材料等の搬入は、周囲に迷惑・損傷等を与えないように十分に留意して速やかに行うこと。
2. 施工にあたり、通行人及び近隣住民等に損害の及ぼすことのないように十分に配慮すること。
3. 施工にあたっては、作業員名簿を作成すること。
4. 施工計画書を作成し、契約後速やかに当市に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施行計画書を提出すること。
5. 機器配置図、施工図及び当市から指示された資料を遅滞なく提出すること。
6. 当市から示された以外に、施工上必要とする工事用地等は、当市と協議の上、受託者の責任において確保すること。
7. 住民及び第三者から苦情等の申し出があった場合は、直ちに当市に連絡するとともに、誠意をもって必要な措置をとること。
8. 施工に伴い生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適切に処理すること。また、処理後は産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

(12) その他

1. 機器の設置場所については、既設の状況を踏まえて、機器配置図やラック搭載図等を提示し、当市の承認を得て構築すること。
2. インターネットやケーブルテレビ、域内電話等に係る設備の構成や、設定情報等、既設システムについて発注者が回答できないものも含まれる。受託者においては、既設システムに影響がないよう、十分に既設システムを把握し、提案するシステムが確実に機能するものを準備すること。
3. 完成時には、職員が機器の取扱い等を円滑に実施できるように、取扱説明を行うこと。また、その後の運用においても、問い合わせ窓口を設け、職員からの質問に迅速に対応すること。
4. 必要な諸官公庁、電力会社等への諸手続きに対する申請届出の手続き等は、事業者が遅滞なく行うこと。また、手続きに係る費用は事業者の負担とする。
5. その他、特に定めのない事項について、当然必要と思われる事項については、受託者の負担において実施すること。

5. 適用法規・規格等

本業務を設計・製作・施工する受託者は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法規等に準拠するものとする。

- (1) 本業務は、建設工事の要素が多いことから、建設業法の電気通信工事の資格を有していること。
- (2) 監理技術者（電気通信）を配置すること。
- (3) 関連する以下の法規等を遵守して構築すること
 - ①電波法及び同法関係規則及び告示
 - ②建築基準法及び同法関係規則
 - ③電気設備技術基準
 - ④電気設備工事標準仕様書
 - ⑤当市の条例等
 - ⑥その他関係法令等
- (4) 納入機器等の規格については、以下のとおりとする。
 - ①電気用品安全法（PSE マーク）
 - ②技術基準適合証明
 - ③1Gbps 以上のインターフェース
将来を見据えて 1Gbps 以上のインターフェースを有すること。
 - ④タブレット等のバッテリーを有するものは 10 年の運用を見据えた費用や交換時の対応等もあわせて提案すること。
- (5) 特許権
受託者は、機器の設計、製作にあたり使用する特許、実用新案、その他の権利について、第三者に対する責任を負うものとする。

6. 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 2 0 日（金）まで

7. 実施体制

- (1) 業務を遂行するにあたり受託者は、本業務の作業従事者および履行体制について、当市の担当者（以下「担当者」という。）へ提出し、確認をとること。
- (2) 業務委託契約の締結後、現地施工に着手する日程等については、大分ケーブルテレコム及び市担当者と協議により定め、構築スケジュールを提出すること。
- (3) 受託者は、業務を遂行するにあたり、労働安全衛生法その他関係法規に従い、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。

8. 仕様書の疑義

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに当市の指示を受けるものとする。

本仕様書の内容については、特別の理由がない限り変更は認めないが、受託者又は受託者のやむを得ない都合により内容に変更が生じた場合は、受託者、発注者が協議のうえ、決定するものとする。

9. 創意工夫

本仕様書に示す仕様を効果的かつ合理的に満足するよう、デジタル社会の実現に向けての先進的な技術を用いた提案や、長期安定稼働に寄与する提案を期待する。

本プロポーザルの目的を矛盾しない限りにおいて、本仕様書に示されていない部分においても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その提案の妥当性について適切に評価する。また、本仕様書において具体的仕様を定めている部分についても、その仕様と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的を達成することが明確に示すことができる場合は、代替的な提案も可とする。

なお、複数年にまたがる構築期間を想定していることから、新旧 I P 告知システムが混在する期間も存在する。この期間中、運用する自治体側と端末利用者である住民において、運用負担、利用負担が極力少ない移行に向けた対応を期待する。

10. 書類提出

受託者は契約締結後、ただちに本仕様書に基づき詳細な打ち合わせを行い、次の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

【承諾図書】

受託者は本業務の遂行にあたり、下記に示す図書を提出し、当市の承認を受けること。また、紙及びデータにより提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 施工計画書
- (3) 機器の仕様書
- (4) 施工図
- (5) 作業体制図
- (6) その他、当市が必要とする資料など

【完成図書】

受託者は業務完了後、速やかに下記に示す図書を当市に提出すること。なお、完成図書、図面は CD-R 又は DVD-R に格納して提出すること。

- (1) 完成図書
 - ア. 機器完成図書
 - イ. 試験成績書

ウ. 機器取扱説明書

エ. 本システムに関するドキュメント（機能一覧、ライセンスルール等）

オ. 関係機関の許可書及び検査合格書

カ. 各種施工写真及び完成写真

（２）完成図面

ア. システム完成図

イ. 機器配置図

ウ. 機器系統図

エ. 電源系統図

オ. 配線経路図

（３）その他必要な図書、図面

11. 技術指導

（１）システム管理者、配信担当者に対する操作研修会を開催すること。この場合、実機を用いて、実例を示したわかりやすい講習会とすること。

（２）操作研修会の実施方法、内容等については受託者が提案すること。実施時期、実施回数等については当市と協議のうえ決定するものとする。

（３）操作説明会で利用する研修マニュアルは受託者で作成し、必要となる部数のほか、当市が指示する部数の予備についても準備すること。

12. 共通指摘事項

（１）整備業務の原則

本業務にあたっては、システムがこの仕様に照合して最適の構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように配慮して行うこと。

①運用に際してリモート保守等、最適の機能を有するものであること。

②堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。

③日常の清掃、点検、調整及び保守、修理が容易に行えるものであり、かつ、これらに際して危険のない構造であること。

④本業務の実施において、当市の既存の設備を活用し、新たな増を極力控えること。

（例：既存のネットワーク、既存のラック、既存の電源設備など）

（２）技術基準

本業務にて整備する装置機材は、受託者の責任において品質管理のできる信頼性の高いものを使用すること。また、将来、装置の増設及び機能の追加等に対し、容易に追加や変更が行えるよう配慮されていること。

(3) 環境条件

本業務にて整備する装置機材に関しては、すべて温度、湿度、風雨等を考慮したうえで性能規格を満足するものであること。

(4) 使用部材の条件

各装置に使用する部品・材料は全て良品、新品を使用し、国際標準化機構（ISO）又は、日本産業規格（JIS）と同等以上の性能を有するものであること。

13. その他

(1) 事前調査を行い、当市と作業方法を確認し行うこと。

(2) 作業においては、既存設備の稼働状況を十分に把握し、設備の運用に支障をきたすことのないように当市と協議すること。また、システムの停止についても協議して行うこと。

(3) 試運転調整については、当市とあらかじめ協議して実施要領を作成し、行うこと。

(4) 本仕様書に明記のない事項でも、機能上当然具備しなければならない事項については、これを充足するものとする。

別表1 屋外拡声子局一覧表

No.	名称	所在地	備考
1	七里庁舎	竹田市大字会々1654	わかば七里直売所裏
2	中飛田	竹田市大字飛田川 2239-6	中飛田集会所敷地
3	大津留	竹田市大字君ヶ園 916	大津留下集会所
4	松円	竹田市大字君ヶ園 528-3	だるまや付近
5	穴井迫	竹田市大字穴井迫 619-3	国道 57 号 森八幡社付近
6	吉田	竹田市大字吉田 228	渡部石油前
7	泉水	竹田市大字門田 247	入田分館
8	入田	竹田市大字入田 112-3	河宇田湧水
9	米納	竹田市大字米納 634-2	米納公民館前
10	轟木	竹田市大字城原 1725-7	城原地区館
11	戸上	竹田市大字戸上 370	七ツ森古墳公園内
12	菅生	竹田市大字菅生 1111-2	菅生分館
13	下矢倉	竹田市大字君ヶ園 1014	南部小学校
14	東中	竹田市大字玉来 1311-4	綿内児童公園
15	杣谷	竹田市大字竹田 2565-2	杣谷入口
16	近戸	竹田市大字竹田 2725	旧竹田小学校

No.	名称	所在地	備考
17	阿蔵	竹田市大字玉来 1-1	グランツたけた駐車場
18	下木	竹田市大字会々2680	落門の滝の上（豊川稲荷）
19	鹿口	竹田市大字会々5211-1	上鹿口コイン精米付近
20	平	竹田市大字平田 6359	明治多目的北西山中
21	坂上	竹田市大字三宅 1558-2	旧岡本小学校付近
22	炭竈	竹田市大字炭竈 680-3	宮城分館
23	長迫	竹田市大字次倉 3706-2	次倉・長迫入口 防火水槽側
24	宇津尾	竹田市大字九重野 2389-1	滝部公民館前
25	横平	竹田市大字神原 19-11	あ祖母学舎南東広域農道沿
26	片ヶ瀬	竹田市大字片ヶ瀬 283-2	防火水槽付近
27	橋宇津	竹田市大字植木 4609-4	橋宇津公民館
28	志土知	竹田市大字志土知 1505-5	宮ヶ瀬井路事務所先
29	倉木	竹田市大字倉木 1630-3	第4分団2部詰所横
30	岩瀬	竹田市大字岩瀬 262-1	岩瀬橋付近三差路
31	上川床	竹田市大字川床 1213-2	上川床・下今間の市道
32	向山田	竹田市大字向山田 704-7	向山田集会所敷地内
33	真菰	竹田市大字三宅 79-5	真菰集会所敷地内
34	荻支所	竹田市荻町馬場 426-20	旧荻支所
35	桑木	竹田市荻町桑木 733	桑木多目的集会所
36	木下	竹田市荻町木下 871-1	畑法面
37	藤渡	竹田市荻町藤渡 664-1	空地
38	新藤	竹田市荻町新藤 424	新藤公民館
39	南河内	竹田市荻町南河内 368	仁田川橋付近地藏堂
40	恵良原	竹田市荻町恵良原 2020	恵良原生活改善センター
41	馬背野	竹田市荻町馬背野 745-1	馬背野集落集会所
42	陽目	竹田市荻町陽目 223	陽目公民館
43	叶野	竹田市荻町叶野 1268-3	叶野公民館
44	瓜作	竹田市荻町瓜作 4834-1	瓜作公民館
45	宮平	竹田市荻町宮平 3654	宮平公民館
46	西福寺	竹田市荻町西福寺 5724-2	西福寺多目的集会所
47	鳴田	竹田市荻町鳴田 6388-2	鳴田公民館
48	政所	竹田市荻町政所 573-1	元政所公民館近く
49	湯の上	竹田市久住町大字有氏 4020-6	七里田温泉北東約 150m
50	石田	竹田市久住町大字仏原 1551	石田公民館

No.	名称	所在地	備考
51	小柳	竹田市久住町大字有氏 2684	消防団第 2 分団第 1 部詰所
52	千人塚	竹田市久住町大字栢木 6049-94	フルーゲル久住北東約 80m
53	馬場	竹田市久住町大字栢木 6748	馬場公民館西約 90m
54	石原	竹田市久住町大字有氏 1243-1	石原生活改善センター
55	青柳	竹田市久住町大字久住 936-1	青柳自治会公民館前
56	柚木	竹田市久住町大字栢木 1705	柚木集会所南西約 110m
57	栢木	竹田市久住町大字栢木 4680	山中
58	山中	竹田市久住町大字久住 2426	道路沿（市道平木山中線）
59	小倉	竹田市久住町大字栢木 1332	小倉集落道路
60	山路	竹田市久住町大字栢木 4020-1	県道 412 号、47 号線交差点付近
61	境川	竹田市久住町大字久住（地番なし）	境川生活改善センター
62	古屋敷	竹田市久住町大字栢木 3032	県道 412 線沿い山中
63	四ツ口	竹田市久住町大字栢木 4350-1	東部自治会集会所
64	牧の元	竹田市久住町大字久住 4337-1	民宿久住南西約 460m
65	室	竹田市久住町大字久住 2999-2	山中
66	加良登	竹田市久住町大字久住 7605-3	運動公園入口先約 400m
67	老野	竹田市久住町大字栢木 170-2	老野湧水手前約 170m
68	塔立	竹田市久住町大字栢木 850-1	塔立生活改善センター
69	八山	竹田市久住町大字栢木 3557	八山集落入口
70	陽谷	竹田市久住町大字白丹 3337	個人宅敷地
71	後山	竹田市久住町大字白丹 7932-2	市道梅ノ木後山線沿
72	荻の迫	竹田市久住町大字白丹 6992-4	市道仲原荻ノ迫線沿山中
73	中通	竹田市久住町大字白丹 4725-2	白丹温泉裏
74	神馬	竹田市久住町大字久住 4741	神馬生活改善センター奥
75	稲葉	竹田市久住町大字白丹 8690-5	稲葉公民館
76	白丹	竹田市久住町大字白丹 1108-3	市道宮原小路線沿 個人所有畑
77	巢原	竹田市久住町大字白丹 212	巢原集会所奥
78	添ケ津留	竹田市久住町大字添ケ津留 512-2	添ケ津留公民館付近
79	米賀	竹田市久住町大字添ケ津留 102	米賀生活改善センター
80	久住支所	竹田市久住町大字久住 6161-1	支所屋上
81	上野	竹田市直入町大字長湯 1819-2	南原バス停入口から約 190m
82	筒井	竹田市直入町大字長湯 801-1	筒井防火水槽
83	栃原	竹田市直入町大字長湯 2994-2	栃原公民館
84	日向塚	竹田市直入町大字長湯 2130-3	日向塚公民館先約 140m 三差路

No.	名称	所在地	備考
85	長野	竹田市直入町大字長湯 418-1	長野自治会館前
86	神堤	竹田市直入町大字神堤 42-1	神堤自治会公民館
87	柚柑子	竹田市直入町大字長湯 5164-2	柚柑子地区多目的集会施設
88	下河原	竹田市直入町大字長湯 4345-2	下河原公民館
89	新田	竹田市直入町大字長湯 3863-1	新田公民館西約 120m
90	桑畑	竹田市直入町大字長湯 3276-1	桑畑橋側（河川敷）
91	社家	竹田市直入町大字長湯 6843-1	郷豆腐店付近
92	下迫	竹田市直入町大字長湯 7104	下迫コミュニティセンター付近
93	沢水	竹田市直入町大字長湯 9310-1	市道下沢水線法面
94	冬田	竹田市直入町大字長湯 8543-2	冬田生活改善センター
95	湯の原	竹田市直入町大字長湯 7786	丸山公園
96	原口	竹田市直入町大字上田北 665-1	原口集会所付近山中
97	神の原	竹田市直入町大字上田北 333-6	神の原と水ヶ迫間の山中
98	名子山	竹田市直入町大字上田北 1262-2	消防第 2 分団第 1 部詰所横
99	釘小野	竹田市直入町大字上田北 2976	集落内三差路付近
100	城後	竹田市直入町大字上田北 2628-2	直入畳工業付近
101	梶屋	竹田市直入町大字上田北 4660	二又バス停先
102	橘木	竹田市直入町大字上田北 5612	智雲寺裏
103	仲村	竹田市直入町大字下田北 130	仲村地区多目的集会所
104	須郷	竹田市直入町大字下田北 4477-1	須郷地区集会所
105	藤目	竹田市直入町大字下田北 3489	下竹田郵便局北約 170m
106	塩手	竹田市直入町大字下田北 2912	塩手公民館付近
107	山浦	竹田市直入町大字下田北 666-2	山浦公民館
108	小津留	竹田市直入町大字下田北 1341-1	水の駅おづる付近
109	飛竜野	竹田市直入町大字下田北 1955	山中
110	直入支所	竹田市直入町大字長湯 8201	直入支所
111	牧	竹田市大字太田	※新設